

いいたて村の道の駅までい館 イベント広場利用規約

2025 年 6 月

(目的)

第 1 条 本規約は、いいたて村の道の駅までい館(以下「道の駅」という。)のイベント広場(以下「広場」という。)の円滑な運営及び適正な利用を図ることを目的とする。

(利用の申請)

第 2 条 広場を利用しようとする者は、道の駅指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対し、所定の申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

2 申請は、原則として利用日の 7 日前までに行わなければならない。

(利用の許可)

第 3 条 指定管理者は、条例第 12 条に定める事項に該当しないと認めた場合に限り、利用を許可するものとする。

2 指定管理者は、利用の許可に際して、必要な条件を付することができる。

(行為の制限)

第 4 条 次の各号に該当する行為を行う場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

1. 飲食の提供または物品の販売・頒布
2. 募金、署名活動、またはこれに類する行為
3. 商業目的での写真・動画撮影
4. 展示会、演奏、演芸、その他イベント等の催し
5. その他、指定管理者が必要と認める行為

(利用時間)

第 5 条 広場の利用時間は、下記の時間とする。

期間	時間
3 月～10 月	午前 9 時 30 分～午後 6 時
11 月～2 月	午前 9 時 30 分～午後 5 時

(休場日)

第 6 条 広場に特定の休場日は設けない。ただし、指定管理者が施設管理上必要と判断した場合、臨時に休場することがある。

(利用料)

第 7 条 利用料は、次のとおりとする。

1. 営利目的の場合：売上高（消費税除く）の 20%（ただし、11,000 円以下の場合は 2,200 円）/日
 2. 非営利目的の場合：2,200 円/日
- 2 売上高が確認できない場合は、指定管理者が内容に応じて営利・非営利の別を判断し、利用料を定める。
- 3 利用料は、許可後に指定管理者が指定する方法で納入すること。

(利用料の減免)

第 8 条 指定管理者は、特別な理由があると認めた場合に限り、利用料の全部又は一部を減免できる。

(遵守事項)

第 9 条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 指定された場所以外での物品販売や案内等の行為をしないこと。
2. 使用後は清掃を行い、現状に回復すること。
3. 許可のない火気の使用や騒音行為を行わないこと。
4. 他の利用者や近隣施設に迷惑をかけないこと。

(損害賠償)

第 10 条 利用者が施設又は付帯設備を損傷または滅失した場合、原状回復または相当額の賠償をしなければならない。

(利用許可の取消・停止)

第 11 条 次の各号に該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用を停止することがある。この場合、利用者に生じた損害について、道の駅および指定管理者は責任を負わない。

1. 規約または条例に違反したとき
2. 偽りの申請により許可を受けたとき
3. 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあるとき
4. 災害等により施設の利用が困難になったとき
5. その他管理運営上支障があると認められるとき

(その他)

第 12 条 利用規約は必要に応じて改定される場合があります。

付則

この規約は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。